

議第 1 3 3 5 号

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 8 日付け 都計第 4 2 7 号の 4 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設
の位置の件（荒尾市）

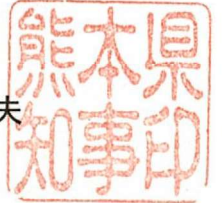
令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 2 2 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第427号の4
令和3年(2021年)12月8日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(荒尾市)
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付
議します。

産業廃棄物処理施設の位置について

(産業廃棄物の焼却施設・破碎施設：荒尾市)

施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 焼却施設 破碎施設	荒尾市大島 字新四ツ山 1736番6、 1737番9	32,547 m ²	焼却施設 最大 90.00t/日 (24時間、混焼時 一般廃棄物含む) 破碎施設 最大 1,016.80t/日 (8時間、がれき類の場合)

位置及び区域等は別紙表示のとおり

付議理由

申請者は、上記位置に、産業廃棄物の焼却施設及び焼却の前処理を行う破碎施設を新設する予定である。

今回の計画では、焼却施設の1時間当たりの処理能力が200kg以上、破碎施設の1日当たりの処理能力が5tを超え、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当するため、特定行政庁が同法第51条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか、貴審議会の議を経る必要があり付議するもの。

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置について【荒尾市】

1 施設概要

設置場所: 荒尾市大島字新四ツ山1736番6、1737番9
 敷地面積: 32,546.69m²
 延床面積: 5,617.73m²
 施設種類: 焼却施設 (紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他産業廃棄物等)
 破碎施設 (紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類、廃プラスチック類等)
 処理能力: 焼却施設 最大 90.00t/日 (24時間) 混焼時 (一般廃棄物を含む)
 破碎施設 最大 1,016.80t/日 (8時間) がれき類の場合 (比重最大)

2 付議理由

焼却施設及び焼却の前処理を行う破碎施設を新設する計画である。処理能力が、焼却: 200kg/時間以上、破碎: 5t/日超となるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般及び産業廃棄物処理施設に該当し、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」となる。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないか熊本県都市計画審議会の議を経る必要があり、付議するもの。

3 都市計画上の支障の有無

(1) 用途地域、土地利用の状況

- 申請地は、荒尾都市計画区域内の工業専用地域に位置し、市街地から西に離れ、近隣に学校、病院等の施設はない。
- 将来的に市街化傾向はなく、土地利用上支障ないと判断される。

(2) 搬出入のための道路整備状況

- 搬出入経路となる荒尾市道は幅員約15m (2車線 + 両側歩道)。車両の増加は従業員車両も含めて最大104台/日 (往復) を見込むが、工業地域内の路線で一般車両の通行は少ない。国道399号の現況交通量に車両の増加分を見込んで増加率は約0.76%であり、道路交通への影響は少ないと判断される。

国道399号 (台/12h)		混雑度
現況	13,757	0.66
現況 + 増加分	13,861	0.66
増加率	約0.76 (%)	-



(3) 周辺環境への配慮

- 処理施設は道路から離れて配置され、建物の色は淡いグレー、白系で計画されている。また、道路境界際等を緑化するなど、周辺環境への影響は支障ないと判断される。
- なお、大気質、騒音、振動、悪臭の予測は法令に定める基準を満たし、半径約1kmエリアの家屋等に説明資料を送付し、全ての意見、質問に対応済み。その後、更なる意見は出されていない。

